

北広島町省エネ家電設置補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、エネルギー消費性能に優れた家庭用電気機器への買い替え等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の経済的負担を軽減するとともに本町の二酸化炭素排出量削減を推進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱、北広島町補助金交付規則（平成17年北広島町規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 北広島町に住民登録がある住民又は自治会等の住民団体（法人格の有無を問わない）（以下、「住民団体」という。）が事業を実施するものであること。
- (2) 令和8年1月30日以降に購入、又は補助対象事業の設置に着手し、令和9年1月末日までに事業完了するもの。
- (3) 申請者に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。
- (4) 申請者が、広島県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) その他、町長が補助金の目的等に照らして適当であると認める者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民が居住する一般住宅に高効率空調機器又は電気冷蔵庫を設置する場合
 - (2) 住民団体が管理する集会施設等（多数の人が集う部屋に限る）に高効率空調機器を設置する場合
- 2 対象機器は、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 町内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。
 - (2) 一括又は分割購入したものを対象とし、リース及びレンタルによる導入は対象外とする。
 - (3) 対象機器等は、商品化され導入実績があり、製造事業者による製品保証があること。
 - (4) 令和8年1月30日以降に購入し、設置したものであること。
 - (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けていないこと。

3 高効率空調機器の設置については、機器の性能や安全性を確保するため、当該機器の製造、販売又は設置等を生業とする専門の事業者が行うこととし、材料の購入のみの事業や専門の技能を有しない者による施工（DIY）等による事業は対象外とする。

（補助対象事業の要件等）

第4条 補助対象事業の要件及び補助金額は別表のとおりとする。なお、補助金額は予算の範囲内とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、機器の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とする。

ただし、次に掲げる額は除くものとする。

（1）既存機器の撤去及びリサイクル処理に係る費用

（2）消費税及び地方消費税

（3）クーポン券や代金還元（キャッシュバック）等で割引された額

（交付申請兼実績報告）

第6条 申請者は、補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収証等」という。）の写し（購入日（設置日）、購入（設置）した店舗（住宅に設置する場合は、町内に所在する店舗で購入したものに限り）、購入製品名又は型番、購入費用及びその内訳が記載されているもの。設置工事を伴う場合は、工事の内訳がわかるもの）

（2）メーカー発行の保証書の写し（型番及び製造番号が記載されているもの）

（3）設置場所が分かる書類の写し（購入した対象家電の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの、設置工事を伴う場合は、平面図やシステム系統図等の工事図面）

（4）対象機器の購入後及び対象機器の設置後の写真（移動できるものは通常設置している場所での写真）

（5）口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

（6）エアコン及び冷蔵庫の買替えの場合は、買替え前の商品を処分する際の「家電リサイクル券（排出者控え）」の写し

（7）誓約書及び同意書

（8）その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た

金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事務の委任)

第7条 申請者は、申請に係る事務の手続について、補助対象機器を販売設置する者等(以下「受任者」という。)に委任することができる。委任する場合、委任状(様式第2号)を前条各号の書類に添えて提出しなければならない。ただし、この場合、受任者は関係法令を遵守のうえ事務を遂行しなければならない。

2 受任者は、手続を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)にしたがって取り扱うものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、速やかにその内容を申請者あてに通知(様式第3号)するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が、前条の規定により補助金を受けようとするときは、請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、転売などの不正行為がなされたとき又は交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(取得財産の管理)

第11条 補助事業者は、この補助金により取得した対象機器を、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間をいう。以下同じ。)が終了するまでの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分等の制限)

第12条 補助事業者は、この補助金により取得した対象機器について法定耐用年数終了前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

○補助対象機器及び補助金額

補助対象機器 (品目)	耐用 年数	住宅	集会所等
高効率空調機器	6	日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの 補助率 1/3 上 限 10万円/件	日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの 補助率 1/2 上 限 20万円/件
電気冷蔵庫	6	日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの（電気冷蔵庫） 補助率 1/3 上 限 5万円/件 ※取得価格が1台につき10万円（税抜き）以上の機器に限る。	対象としない